

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通 関			第6章 通 関		
第1節の2 輸出申告の特例			第1節の2 輸出申告の特例		
(他法令による許可、承認等の確認) 70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略)			(他法令による許可、承認等の確認) 70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (同左)		
別表第1			別表第1		
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) (同左)	(同左)	(同左)
(ロ)文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	(省略)	第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財第一課長が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。ただし、 <u>輸出申告に係る貨物が公益財団法人日本刀文化振興協会によって現代刀作家による作品であることが証明された日本刀</u>	(ロ)文化財保護法 (昭和25年法律第214号)		第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財第一課長が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。 第82条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
(八)～(千) (省略)	(省略)	(省略)	(八)～(千) (同左)	(同左)	(同左)	(輸出) 許可書
別表第2 (省略)				別表第2 (同左)		